

匝瑳市横芝光町消防組合規則第9号

匝瑳市横芝光町消防組合職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、匝瑳市横芝光町消防組合職員の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(制限される地位)

第2条 法第38条第1項に規定する任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない地位は、顧問、評議員及びこれに準ずるものとする。

(許可の基準)

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第38条第1項の許可を与えてはならない。

- (1) 当該営利企業が職員の占めている職と密接な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- (2) 職務の遂行に支障があると認められる場合
- (3) 公務員の信用を失墜するおそれがある場合
- (4) その他法の精神に反する場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。